

丙第444号証

## 防衛省防災業務計画

防衛省  
令和5年3月24日

# 目 次

第一	総則	
1	計画の目的	1
2	用語の定義	1
3	防衛省の防災業務を取り巻く情勢	2
4	防災業務実施の方針	2
第二	災害に対する準備措置	
1	情報の収集・連絡	4
2	関係機関との連絡調整	4
3	災害派遣等に係る計画の作成	5
4	防災に関する教育訓練	5
5	防災関係資機材等及び施設の整備及び点検	5
6	隊員の態勢	6
第三	災害時における措置	
1	災害派遣等初動の準備	6
2	災害に係る第1次情報等の収集等	6
3	活動態勢の確立	7
4	通信の確保	7
5	航空機運用総合調整システム（FOCS）の活用	7
6	予報及び警報の伝達に対する協力	7
7	災害派遣の実施	7
8	災害派遣時等における広報	10
9	災害派遣時に実施する救援活動	10
10	災害派遣時等の権限	11
11	被災地域内の自衛隊病院等における医療活動	11
第四	大規模災害時の措置	
1	内閣及び非常本部等に対する輸送協力等	11
2	政府本部への連絡員の派遣及び対策本部等の設置等	12
3	大規模災害時の日報	12
4	大規模震災についての特例	12
第五	地震防災派遣時における措置	
1	地震防災派遣に関する計画の作成	13
2	地震に関する情報等の収集及び伝達	13

3	地震災害警戒本部の設置	13
4	地震防災派遣の実施	13
5	災害派遣の準備	14
6	防災応急対策の実施	14
7	地震防災派遣時の権限	14
8	地震防災に関する教育訓練	14
第六　南海トラフ地震における措置		
1	南海トラフ地震の災害派遣に関する計画の作成	14
2	南海トラフ地震災害対策本部の設置	15
3	災害派遣の実施	15
4	南海トラフ地震に対する準備措置	16
5	推進地域内に所在する駐屯地等における措置	16
6	南海トラフ地震防災に関する教育訓練	16
第七　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における措置		
1	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害派遣計画の作成	17
2	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震災害対策本部の設置	17
3	災害派遣の実施	17
4	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する準備措置	18
5	推進地域内に所在する駐屯地等における措置	18
6	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災に関する教育訓練	19
第八　原子力災害時の措置		
1	原子力災害派遣の実施	19
2	原子力災害に係る部隊等の派遣	21
3	原子力災害対策本部等への連絡員の派遣、対策本部等の設置等	21
4	原子力艦の原子力災害に係る措置	21
5	被ばく線量の指標及び放射線防護対策	22
6	原子力災害に関する教育訓練	23
第九　感染症に係る災害時の措置		
1	感染症に対する準備措置	23
2	災害派遣の実施	23

参考1：都市部、山間部及び島しょ部の地域で発生した災害並びに特殊災害への対応について

参考2：都道府県別災害派遣連絡窓口一覧表

# 防衛省防災業務計画

## 第一 総則

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項及び第37条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条の規定に基づき、防衛省が防災に関してとるべき措置を定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

この計画において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

- (1) 「都道府県知事等」とは、都道府県知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長及び空港事務所長をいう。
- (2) 「政府本部」とは、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部及び同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部をいう。
- (3) 「政府本部の長」とは、災害対策基本法第23条の4第1項に規定する特定災害対策本部長、同法第25条第1項に規定する非常災害対策本部長及び同法第28条の3第1項に規定する緊急災害対策本部長をいう。
- (4) 「警戒本部長」とは、大規模地震対策特別措置法第11条第1項に規定する地震災害警戒本部長をいう。
- (5) 「原子力災害対策本部」とは、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第16条第1項に規定する原子力災害対策本部をいう。
- (6) 「原子力災害対策本部長」とは、原子力災害対策特別措置法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。
- (7) 「関係機関」とは、災害対策基本法第2条に規定する指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに地方公共団体をいう。
- (8) 「内部部局等」とは、防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部並びに防衛装備庁の内部部局をいう。
- (9) 「統合幕僚監部等」とは、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部をいう。
- (10) 「部隊等」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等をいう。
- (11) 「指定部隊等の長」とは、自衛隊法第83条第1項及び第2項の規定により、都道府県知事等から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる部隊等の長をいう。
- (12) 「大規模震災」とは、地震災害のうち、その被害の規模が特に大きいものとして防

衛大臣が指定するものをいう。

- (13) 「大規模震災災害派遣実施部隊の長」とは、指定部隊等の長のうち大規模震災時ににおいて災害派遣を実施する者をいう。
- (14) 「防災派遣実施部隊の長」とは、大規模地震対策特別措置法第3条の規定により指定された「東海地震」の地震防災対策強化地域において、自衛隊法第83条の2の規定により、地震防災派遣を実施する部隊の長をいう。
- (15) 「南海トラフ地震」とは、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する南海トラフ地震をいう。
- (16) 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」とは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をいう。
- (17) 「原子力災害派遣実施部隊の長」とは、原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定により公示された緊急事態応急対策を実施すべき区域において、関係機関が実施する緊急事態応急対策を支援するため、自衛隊法第83条の3の規定により、原子力災害派遣を実施する部隊の長をいう。
- (18) 「情報収集事態」とは、原子力災害対策マニュアル（平成24年10月19日。原子力防災会議幹事会）第2第1編第1章に規定する情報収集事態をいう。
- (19) 「警戒事態」とは、原子力災害対策指針（平成24年10月31日。原子力規制委員会）第2(2)②及び原子力災害対策マニュアル第2第1編第2章に規定する警戒事態をいう。
- (20) 「施設敷地緊急事態」とは、原子力災害対策指針第2(2)②及び原子力災害対策マニュアル第2第1編第3章に規定する施設敷地緊急事態をいう。

### 3 防衛省の防災業務を取り巻く情勢

我が国の国土は、地震、津波、風水害、土砂災害、火山災害、雪害等、多様で大きな被害を伴う自然災害が発生しやすい自然条件下に位置する。また、社会及び産業の高度化、複雑化並びに多様化に伴い、海上災害、航空災害、原子力災害等、大規模な事故災害についても対策の充実強化が求められている。

このうち、地震及び津波については、我が国周辺に多く存在するプレート境界で発生する地震、断層が引き起こす陸域の浅い地震、火山活動に伴う地震等、多様な形態をとつて我が国に繰り返し大きな被害を与えてきた。また、近年被害が相次いでいる風水害や土砂災害については、原因となる大雨や短時間強雨の観測頻度が増加傾向にあり、その背景には自然変動や地球温暖化の影響もあると考えられている。

さらに、防災業務の実施に際しては、自然災害等の傾向に加え、社会情勢の変化に伴う防災対処能力の脆弱化に十分配慮する必要がある。例えば、都市部では、人口の密集、危険な地域への居住、高層ビルの増加等が見られる一方、人口減少が進む中山間地域や漁村等では、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下等が見られる。

以上のような情勢を踏まえ、防衛省に対する防災業務への期待も高まっていることから、次項に示す「防災業務実施の方針」を柔軟に適用しつつ、積極的に対処していく必要がある。

### 4 防災業務実施の方針

防衛省の防災業務は、自衛隊法第83条に規定する災害派遣、同法第83条の2に規定する地震防災派遣及び同法第83条の3に規定する原子力災害派遣（以下「災害派遣等」という。）によって対処するものとし、次の一般方針に基づいて実施する。

(1) 災害派遣

ア 災害派遣については、平素から関係機関特に地方公共団体と密接に連絡及び協力し、災害に際しては、都道府県知事等の要請を受けたときは要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて、防衛大臣又は指定部隊等の長は部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣することを原則とする。また、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

イ 救援活動の実施に当たっては、関係機関特に都道府県知事等と密接な連絡調整を保ちつつ、自衛隊の特性を発揮して人命救助又は財産の保護に当たるが、必要に応じて適切な予防派遣を実施し、被害の発生又は拡大の防止に努める。

ウ 災害派遣は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終わるまでを限度とする。

(2) 地震防災派遣

ア 地震防災派遣については、平素から関係機関と密接に連絡及び協力して計画を準備し、警戒本部長の要請により、防衛大臣が部隊等を派遣する。

イ 支援活動の実施に当たっては、防衛大臣は警戒本部長と、防災派遣実施部隊の長は現地警戒本部長及び関係機関特に地震防災対策強化地域を含む都道府県の知事と、それぞれ密接な連絡調整を保ちつつ、自衛隊の特性を発揮して関係機関の行う地震防災応急対策の支援に当たる。

ウ 地震防災派遣は、大規模地震対策特別措置法第9条第1項に規定する警戒宣言が発せられたときから同条第3項に規定する警戒解除宣言が発せられるまでの間において実施するものとし、発災後は大規模震災時における災害派遣により対処する。

(3) 原子力災害派遣

ア 原子力災害派遣については、平素から関係機関と密接に連絡及び協力し、原子力災害対策本部長の要請により、防衛大臣が部隊等を派遣する。

イ 支援活動の実施に当たっては、防衛大臣は原子力災害対策本部長と、原子力災害派遣実施部隊の長は原子力災害現地対策本部長及び関係機関特に関係都道府県知事と、それぞれ密接な連絡調整を保ちつつ、自衛隊の特性を発揮して人命救助又は財産の保護に当たる。

ウ 原子力災害派遣は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項に規定する原子力緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、実施するものとする。ただし、原子力緊急事態解除宣言前において、原子力災害対策本部長又は都道府県知事等から自衛隊の部隊等の撤収要請を受けた場合その他自衛隊による支援の必要がないと判断される場合には、防衛大臣の命令により撤収するものとする。

(4) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の連携

災害派遣等において、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊のうち、いずれか2

以上の自衛隊の部隊等が活動する場合には、相互の連携を密にし、効率的かつ効果的な実施を図る。

(5) 地方防衛局の協力

災害の発生が予想される場合並びに災害派遣等の実施において、都道府県その他必要な関係機関との連絡調整をより円滑かつ効果的に実施するために必要な事項について、指定部隊等の長、大規模震災災害派遣実施部隊の長、防災派遣実施部隊の長及び原子力災害派遣実施部隊の長（以下「指定部隊等の長等」という。）から関係する地方防衛局長に対し、協力の求めがあった場合には、関係する地方防衛局長は、当該求めに対して積極的に協力するものとする。

(6) 感染症対策の徹底

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる隊員の感染症対策の徹底や、避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災業務を推進する。

## 第二 災害に対する準備措置

### 1 情報の収集・連絡

(1) 情報の収集・連絡態勢の整備

災害による被害が、被災地方公共団体等の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関特に都道府県知事との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換要領の明確化など態勢の確立に努める。

また、部隊等においては、被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、情報収集・連絡態勢の整備を図る。

(2) 通信手段の確保

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保に努める。

(3) 防災関係資料の基礎調査

指定部隊等の長等は、災害派遣等の計画、準備及び実施を適切かつ効率的に行うため、関係区域について次に掲げる防災関係資料の基礎調査を実施する。

ア 一般地誌（山系、水系、地質、交通、通信等）

イ 災害発生状況に関する統計資料

ウ 災害発生予想に関する資料（気象、海象、地震、常習的地盤崩壊地の表層、地質その他災害の種類、発生時期及び程度の予察並びに判断に資する諸資料）

エ 災害防止施設の種類、分布、強度等

オ 関係機関の災害救援計画

### 2 関係機関との連絡調整

災害派遣等における救援活動及び支援活動が円滑かつ効率的に行われるよう、平素から関係機関及び在日米軍と次のとおり密接に連絡調整する。

(1) 中央における連絡調整

中央においては、中央防災会議、同幹事会及び同主事会議の開催時その他必要に応じて隨時、平素から災害派遣等に関して関係機関と連絡調整する。

(2) 地方における連絡調整

エ 状況に応じての避難住民等の駐屯地等への応急的収用

- (2) 当該駐屯地等における施設等で弾薬庫、燃料貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設等特に危険度の高いものについては、平素から点検及び整備を行い、安全管理の徹底を図る。
- (3) 当該駐屯地等における施設等の整備に当たっては、津波からの防護及び耐震化に配慮する。

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災に関する教育訓練

- (1) 国、地方公共団体等の主催する防災訓練に参加して、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上等を図る。
- (2) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災に関する教育を行う。

## 第八 原子力災害時の措置

### 1 原子力災害派遣の実施

(1) 原子力緊急事態宣言前の措置

ア 原子力規制庁から、情報収集事態の発生について情報提供があったときは、防衛省内及び現地部隊と情報を共有する。また、指定部隊等の長は、都道府県知事等との間で、平素から設定している災害派遣に関する情報の伝達系統により、原子力事故等に関する情報を入手する。

イ 原子力規制庁から、警戒事態の発生について情報提供があったときは、防衛省内及び現地部隊と情報を共有する。また、指定部隊等の長は、住民避難等について派遣準備を実施するものとする。

ウ 原子力規制庁から、施設敷地緊急事態の発生について情報提供があったときには、原子力災害派遣実施部隊の長は、直ちに派遣準備を実施するものとする。

(2) 原子力災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、原子力災害派遣を実施するものとする。

(3) 原子力災害派遣の実施に関し、防衛大臣は原子力災害対策本部長と、原子力災害派遣実施部隊の長は原子力災害現地対策本部長及び関係機関特に関係都道府県知事と、それぞれ密接に連絡調整するものとする。この場合、当該都道府県の都道府県防災会議の委員たる部隊の長は、自衛隊と当該都道府県との調整の任に当たるものとする。

(4) 原子力災害派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により、原子力災害派遣を終了するものとする。

部隊等の撤収を命じた原子力災害派遣実施部隊の長は、撤収後、将来の原子力災害派遣のために必要と思われる事項がある場合には、これを関係機関に連絡する。

緊急を要しない応急復旧又は本格的復旧で自衛隊法第100条に定める要件を満たすものについては、撤収後、土木工事等の委託を受けこれを実施することができる。

(5) 原子力災害派遣時に実施する支援活動の具体的な内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか原子力災害対策本部長の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりとする。

① 緊急時モニタリング支援

航空機、艦艇等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からの又は海上における緊急時モニタリングを支援する。

② 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動（目視等による人的・物的被害の確認等）を行って被害の状況を把握する。

③ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

④ 行方不明者等の捜索救助

主に原子力事業所外において行方不明者、傷者、被ばく者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

⑤ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して主に原子力事業所外で消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

⑥ 応急医療、救護

被災者又は被ばく者に対し、応急医療、救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

⑦ 人員及び物資の緊急輸送

原子力災害対策本部設置前にあっては原子力規制庁から、設置後には原子力災害対策本部長から、次のアからオまでに掲げる事項について、自衛隊の輸送支援が必要として防衛省に依頼又は要請があった場合には、別に定める申合せにより、速やかに空輸支援を行う。

ア 緊急技術援助組織の構成員たる専門家の招集及び現地への派遣

イ 国の原子炉、放射線防護等に関する専門家の現地への派遣

ウ 緊急モニタリング要員及び機器の動員

エ 国の原子力災害現地対策本部等の要員の現地への派遣

オ 現地における緊急医療活動を充実強化するため、原子力災害医療派遣チームの現地への派遣

また、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑧ 避難退域時検査及び簡易除染

避難者及び資機材の避難退域時検査並びに被ばく者及び被ばくした施設等の簡易除染であって、自衛隊が実施可能なものについて実施する。

⑨ その他

原子力事業者の対応状況を踏まえた上で必要がある場合には関係機関と連携し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、原子力災害収束に向けた対応の支援を行う。

(6) 原子力災害派遣中に、緊急事態応急対策の支援に関連して部外者の航空機搭乗申請

を受けた場合は、現に原子力災害派遣中の航空機の支援活動に支障を来さない範囲内において搭乗させることができる。

## 2 原子力災害に係る部隊等の派遣

### (1) 原子力災害対策本部設置前の措置

原子力災害対策本部設置前においては、都道府県知事等からの要請に基づいて、災害派遣として部隊等を派遣するものとする。

### (2) 原子力災害対策本部設置時の措置

① 原子力災害対策本部が設置された時点において、当該原子力災害に関し都道府県知事等の要請により災害派遣活動を実施している場合にあっては、原子力災害対策本部長と調整の上、原子力災害対策本部長から当該活動に関する原子力災害派遣の要請を受けて活動を継続するとともに、その旨都道府県知事等に連絡するものとする。

② 原子力災害対策本部設置時においては、原子力災害対策本部長からの要請に基づいて、原子力災害派遣として部隊等を派遣するものとする。なお、原子力災害対策本部設置後に都道府県知事等からの災害派遣要請の打診があった場合は、防衛省を通じ原子力災害対策本部と調整し、原子力災害対策本部長からの要請に基づく支援活動を速やかに実施するとともに、その旨を都道府県知事等に連絡するものとする。

(3) 原子力緊急事態解除宣言前において、原子力災害対策本部長又は都道府県知事等から自衛隊の部隊等の撤収要請を受けた場合その他自衛隊による支援の必要がないと判断される場合には、防衛大臣の命令により撤収するものとする。

### (4) 原子力緊急事態解除宣言時の措置

原子力緊急事態解除宣言が発せられる場合で、かつ都道府県知事等からの災害派遣要請がなされていない場合において、依然として自衛隊の活動を継続する必要があると認められる場合は、改めて都道府県知事等からの災害派遣要請を受けて活動を継続するものとする。なお、この場合において都道府県知事等からの要請がなされないとときは、防衛大臣の命令を受けて速やかに撤収するものとする。

## 3 原子力災害対策本部等への連絡員の派遣、対策本部等の設置等

(1) 原子力災害の発生に際しては、必要に応じて、第四－2－(1)の規定に準じて、統合幕僚監部に災害対策室（室長：統合幕僚監部運用部長）又は災害対策連絡室（室長：統合幕僚監部運用部運用第2課長）を設置するものとする。

(2) 内閣府に原子力災害対策本部が設置された場合には、原則として統合幕僚監部等から原子力災害対策本部に連絡員（本部事務局員）を派遣するものとし、当該本部に現地対策本部が設置された場合には、原則として統合幕僚監部等から同本部に連絡員（本部事務局員）を派遣するものとする。また、現地オフサイトセンター等に原子力災害派遣実施部隊又はその他指定部隊等を派遣するものとする。

(3) 災害が大規模な場合その他特に必要があるときは、防衛省又は現地に原子力災害対策本部を設置する。当該本部の構成、運営要領等については、第四－2－(4)の規定による災害対策本部の構成、運営要領等を準用する。

## 4 原子力艦の原子力災害に係る措置

### (1) 災害派遣の実施

原子力艦の原子力災害に際しては、都道府県知事等からの要請に基づいて、災害派遣として部隊等を派遣するものとする。災害派遣時に実施する救援活動の具体的な内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりとする。

#### ① 緊急時モニタリング支援

航空機、艦艇等により、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、空からの又は海上における緊急時モニタリングを支援する。

#### ② 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

#### ③ 応急医療、救護

被災者又は被ばく者に対し、応急医療、救護を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

#### ④ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

#### ⑤ その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

### (2) 政府本部への職員の派遣

内閣府が設置する政府本部の事務局の事務に協力するため、内部部局等は必要に応じ同本部に職員を派遣するものとする。

### (3) 現地対策本部の設置に際しての協力

現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合に、政府本部が行う現地対策本部の設置に際して、現地の地方防衛局は協力するほか、必要に応じ現地対策本部に職員を派遣するものとする。

### (4) 現地における事故情報の連絡

現地の地方防衛局は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、関係地方公共団体等に連絡するものとする。

### (5) 損害賠償の適切な処理

内部部局及び地方防衛局は、原子力艦の原子力災害により、被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、日米地位協定等に基づき適切に処理するものとする。

## 5 被ばく線量の指標及び放射線防護対策

### (1) 被ばく線量の指標

原子力災害に関して自衛隊法第83条又は第83条の3に基づき派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSv（ミリシーベルト）を上限とする。

作業内容に応じて、眼の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Sv（シーベルト）を併せて上限として用いる。

(2) 作業時の放射線防護対策

(1)の作業を実施する際には、防護具の装着、被ばく線量の測定等、必要な防護対策をとり、作業を実施する隊員の健康管理に特段の配慮を行うものとする。

(3) 駐屯地等の施設の放射線防護対策

駐屯地等における施設の放射線に対する必要な防護対策については、原子力災害時における活動を踏まえ、対象施設の選定を含め、検討を行うものとする。

## 6 原子力災害に関する教育訓練

(1) 原子力災害対策特別措置法第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第48条第1項の防災訓練その他関係機関等の主催する原子力防災訓練に参加し、相互の能力の理解に努め、協同要領等について演練するとともに、所要の訓練を実施し、即応態勢の維持向上等を図る。

(2) 隊員に対し、それぞれの任務、役割等に応じた原子力災害に関する教育を行う。

## 第九 感染症に係る災害時の措置

### 1 感染症に対する準備措置

部隊等の長は、感染症に係る災害が発生した場合に備え、平素からの感染防止教育の実施及び衛生関係装備品の準備に万全を期すとともに、関係機関等と緊密な連携に努める。

### 2 災害派遣の実施

(1) 感染症に係る災害に際しては、都道府県知事等からの要請に基づいて、災害派遣として部隊等を派遣するものとする。災害派遣時に実施する支援活動の具体的な内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等によって異なるが、一例としては、次のとおりとする。

ア 検疫支援

検疫実施空港及び検疫実施港湾において検疫業務の支援を実施する。

イ 輸送支援

PCR検査等の結果が出るまで宿泊施設に滞在する必要がある帰国者、入国者等の当該施設への輸送支援を実施する。また、必要に応じて、離島等において発生した感染症の患者の航空機による空輸を実施する。

ウ 生活支援

宿泊施設に滞在する帰国者、入国者等に対して、生活物資の配布、食事の配膳、問診票の回収等の生活支援を実施する。

エ 教育支援

都道府県知事等からの要請等に基づき、感染症に係る災害派遣活動のノウハウを活用し、地方公共団体、民間宿泊施設等に対し、感染防護の教育支援を実施する。

オ 医療支援

都道府県知事等からの要請等に基づき、所要の隊員（看護官等）を医療施設等に派遣し、医療支援を実施する。